

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	大衡村

大衡村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大衡村 産業振興課
所在地 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 6 2 番地
電話番号 0 2 2 - 3 4 1 - 8 5 1 4
F A X 番号 0 2 2 - 3 4 5 - 4 8 5 3
メールアドレス sangyou@village.ohira.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトカラス，ハシボソガラス）， カルガモ，ツキノワグマ，イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	宮城県黒川郡大衡村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	水稲・野菜・果樹	被害面積：— 被害金額：—
イノシシ	水稲・野菜・いも類	被害面積：301a 被害金額：1,716千円
カラス	水稲・野菜	被害面積：— 被害金額：—
カルガモ	水稲	被害面積：— 被害金額：—

(

(2) 被害の傾向

<p>・ツキノワグマ 村内全域で毎年確認されており，出沒報告及び被害報告が増加している。野菜や果樹の被害や，人的被害も懸念されることから，対策を講じることが急務となっている。</p> <p>・イノシシ 本村の全域においてイノシシによる農作物への被害が拡大しており，農家の生産意欲の低下の原因となっている。 被害の発生時期については，年間を通じて発生しており，特に，収穫を間近に控えた，タケノコ，水稲，野菜類，いも類への被害が多発し，年々拡大傾向にある。また農作物被害のほか，畦畔や農地の掘り返し等の被害が多く復旧費用が農家の負担となっている。</p> <p>・カラス・カルガモ 村内全域に多数点在しており，水稲及び野菜への被害が懸念される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ツキノワグマ	被害面積： なし 被害金額： なし	被害面積： — 被害金額： —
イノシシ	被害面積： 301 a 被害金額： 1, 716 千円	被害面積： 271 a 被害金額： 1, 545 千円
カラス	被害面積： なし 被害金額： なし	被害面積： — 被害金額： —
カルガモ	被害面積： なし 被害金額： なし	被害面積： — 被害金額： —

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大衡村鳥獣被害対策実施隊による被害鳥獣捕獲 ・ ICT及びIoT等新技術の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲活動については大衡村鳥獣被害対策実施隊により行なわれているが、隊員の高齢化や多職業化により、隊員の担い手が不足している。 ・ イノシシの被害地域が拡大しており捕獲体制の整備や効率的な捕獲方法の検討が必要となり、ICT及びIoT等新技術として無線システムを導入したが使用についての理解が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止総合支援事業を活用した侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の整備 ・ 農家による電気柵の購入費用を村単独で助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護に対する意識に個人差があり被害地域全体での意思統一や取組が急務になっている。 ・ 鳥獣被害地区の増加に伴い、未設置地区へ設置の説明が必要である。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放任果樹除去の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放任果樹除去や緩衝帯設置への意識が不足している。

(5) 今後の取組方針

・ ツキノワグマ

エサとなる作物の栽培計画の見直しを行うとともに、被害が見受けられる地域に存在する畑・果樹園においては、電気柵等を設置して被害防止に努める。又、人的被害も考えられることから、被害痕や足跡等を発見した場合の対応について体制整備を行っていく。

・ イノシシ

生息状況や被害状況を確認しながら、大衡村鳥獣被害対策実施隊による銃器及び箱ワナ・くくりワナ等での捕獲を実施する。また、実施隊員の負担軽減及び捕獲の効率化のためICT・IoT機材を導入する。さらに、電気柵・ワイヤーメッシュ柵等を設置して侵入防止と農作物被害の軽減に努めることや新規狩猟免許取得者に対して助成などを行っていき捕獲圧を高める。

・ カラス、カルガモ等の鳥類

毎年春・秋の2回銃器による予察捕獲を行っており、一定の効果が上がっているため今後も継続して被害箇所での予察捕獲を継続していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲作業は大衡村鳥獣被害対策実施隊が行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ	・ くくり罠等の捕獲機材の導入 ・ 狩猟・罠免許取得の奨励 ・ ICT及びIoT機材を導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

対象鳥獣の捕獲については、宮城県の鳥獣保護管理事業計画に基づき、対象鳥獣の予察や被害状況及び捕獲実施区域の現状を踏まえ、捕獲計画数等を検討し、設定する。

イノシシについては、目撃情報や出没痕跡などを踏まえ、捕獲場所等を選定し、わな主体にして捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	※頭	※頭	※頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
カラス	144羽	144羽	144羽
カルガモ	60羽	60羽	60羽

※ツキノワグマについては、被害防除対策を行ったうえで、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合に捕獲する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ及びイノシシについては、被害の実態に即して、銃器・罠を用いた通年捕獲を実施する。 ・カラス及びカルガモについては、村内全域の水田等において、銃器を用いた予察捕獲を4月～6月、8月～10月にかけて重点的に行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 10km (大衡村内)	ワイヤーメッシュ柵 10km (大衡村内)	ワイヤーメッシュ柵 10km (大衡村内)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払及び修繕管理	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払及び修繕管理	ワイヤーメッシュ柵設置個所の刈払及び修繕管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	ツキノワグマ	農作物収穫残渣等の除去や追い払い用花火等の導入による自衛体制の強化
令和4年 ～ 令和6年	イノシシ	農作物収穫残渣等の除去や追い払い用花火等の導入による自衛体制の強化 現地研修会や講習会の開催による被害防止対策の普及啓発及び各種情報の発信 イノシシ捕獲用箱ワナ・くくりワナの導入 農業者、集落が実施する鳥獣被害防止対策の支援 侵入防止用電気柵設置に対する補助 新規狩猟免許取得者に対する補助

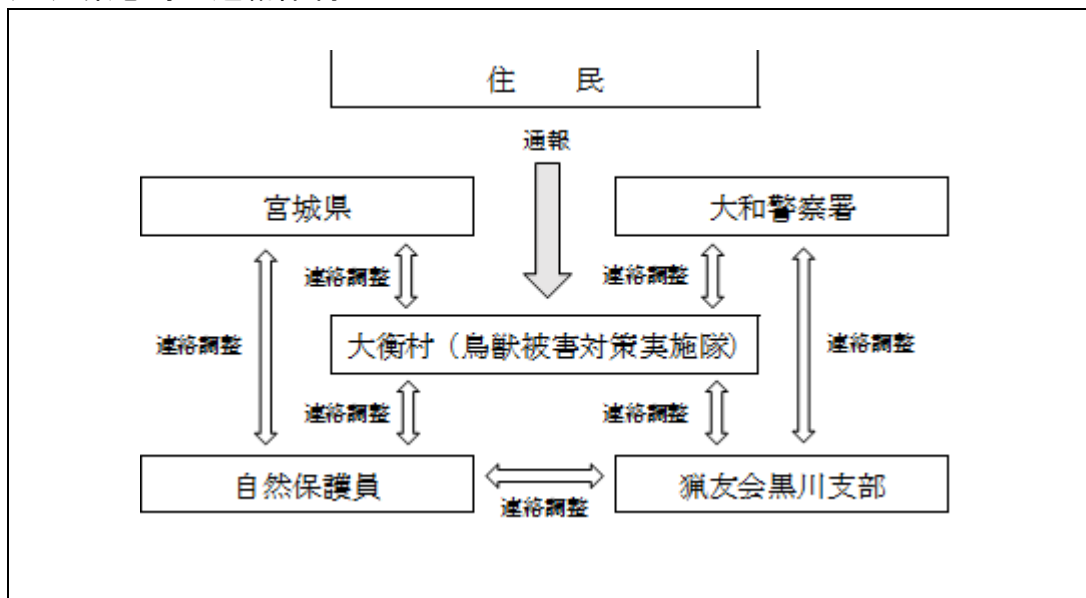
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県仙台地方振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援捕獲許可を行う。
大和警察署	有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回、警戒広報等を行う。又、熊等が住宅街に現れた緊急時での猟銃の使用許可を行う。
大衡村	各関係機関への連絡・調整・情報収集及び地域巡回を行う。
宮城県自然保護員	有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回等を行う。
宮城県猟友会黒川支部	有害鳥獣関連情報の提供及び地域巡回、捕獲班の調整を行う。

大衡村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲実施及び捕獲実施に係る助言・指導を行う。
--------------	-----------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者の解体による自家消費や、適切な処理施設での償却又は、捕獲現場での埋設処理等適正に処理する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品・ペットフード・皮革・その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
--	--

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
大衡村	総括・事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び事業運営を行う。
新みやぎ農業同組合あさひな地区本部	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う。
黒川森林組合	林業被害状況等の情報や、有害鳥獣の生息行動等に関する情報提供を行う。
宮城中央農業共済組合	農作物被害状況等の情報収集及び組合員に対する鳥獣被害防止に関する各種情報の提供・指導を行う
宮城県自然保護員	有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う。
宮城県猟友会黒川支部大衡分会	有害鳥獣の捕獲に係る情報や、生息状況等に関する情報の提供を行う
大衡村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲実施及び捕獲実施に係る助言・指導を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県仙台地方振興事務所	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援を行う。
大衡村農業委員会	遊休農地、耕作放棄地等に関する情報や、農作物被害状況等情報提供する

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村内に在住している隊員30名程度で構成され、有害鳥獣被害防止策（捕獲・追払等）を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ツキノワグマ・イノシシ・カラス・カルガモの捕獲については、大衡村鳥

獣被害対策実施隊が行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施に当たっては、宮城県の次鳥獣保護管理事業計画等の県及び村の計画との整合性を図りながら実施する。